

社会福祉法人とりかい 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人とりかいの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第3条 役員及び評議員が下表の会議等に出席したときは、下表のとおり報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、下表の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。なお、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 交通用具を用いず、徒歩にて本会に出席した場合は、交通費の支給は行わない。

名 称	報 酬 (日額)	交通費 (日額)	支払方法等
理 事 会	5,569 円	1,000 円	当日現金払いか銀行振込
評 議 員 会	5,569 円	1,000 円	当日現金払いか銀行振込
監 事 監 査	5,569 円	1,000 円	当日現金払いか銀行振込

(役員等の勤務報酬等)

第4条 業務執行理事が、理事会及び評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合の報酬等は、改めて役員報酬規程により報酬等を決定し理事会及び評議員会の承認を得て支払うことができるものとする。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 監事が、理事会及び評議員会以外の日において法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、下表により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 理事及び評議員が、理事会及び評議員会以外の日において法人運営に関連し立会を要す業務が発生した場合、下表により報酬及び交通費を支払うことができる。

名 称	報 酬	交通費	支払方法等
監 事 指 導 監 査 立 会 等 報 酬 (日額)	20,882 円	1,000 円	当日現金払いか銀行振込
理 事 ・ 評 議 員 業 務 報 酬 等 (時給)	2,227 円	1,000 円	当日現金払いか銀行振込

4 月に1日以上業務があった場合で交通費が支給額を超える場合は、その交通費の実費を支弁する。

5 業務執行理事報酬の月毎の日額報酬総額が月額報酬を超える場合は、月額報酬を上限とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、「社会福祉法人とりかい旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。旅費は、原則として役員及び評議員の住所地を起点として計算する。ただし、その理事が職員と兼務している場合は、職員の地位に基づき支払うことができるものとする。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、令和元年7月1日より適用する。

2)本規程の施行と共に、役員及び評議員費用支弁規程(平成29年6月9日)はこれを廃止する。